

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、経営上の迅速な意思決定、経営監視機能の整備、リスク管理の徹底、コンプライアンス(法令順守)体制の充実及びディスクロージャー(経営情報の開示)の充実をコーポレート・ガバナンス(企業統治)の基本方針として、透明性の向上及び公正性・独立性の確保を追及し、これにより株主の付託に応えることを経営陣のみならず全社員が重要課題として認識して、これを実践する体制の整備・施策を推進しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業として、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
前 俊守	966,000	23.48
株式会社シノケングループ	875,000	21.27
サムシングホールディングス社員持株会	186,400	4.53
株式会社本陣	132,000	3.21
株式会社千葉銀行	120,000	2.92
前 トミ	83,600	2.03
山川 純子	73,400	1.78
山川 勇	66,000	1.60
前 耕蔵	62,000	1.51
皆川 真二	55,000	1.34

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	12 月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高 更新	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は親会社及び上場子会社を有しておりませんので該当する事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
佐々木 隆	他の会社の出身者											
高橋 俊裕	他の会社の出身者											
青木 巖	他の会社の出身者											
霍川 順一	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐々木 隆	○	ITbook株式会社社外取締役 シーエムジャパン株式会社社外取締役 株式会社アイニード社外取締役	住宅業界における経営の専門家として、今後も引き続き当社の経営に対する助言及び意見を頂きたいため、社外取締役として選任しております。 また、同氏は当社の主要株主、主要な取引先の出身者等ではないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断しております。

高橋 俊裕		株式会社不二家社外取締役	経営管理部門での豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に対する助言及び意見を頂きたいため、社外取締役として選任しております。
青木 巖		キャピタル・アドバイザー株式会社代表取締役 株式会社ネクシーズ社外監査役 公益財団法人日本オペラ振興会理事 株式会社バルニバービ社外監査役 エリアリンク株式会社社外監査役	経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に対する助言及び意見を頂きたいため、社外取締役として選任しております。
霍川 順一		株式会社シノケングループ取締役常務執行役員 株式会社シノケンコミュニケーションズ代表取締役社長	経営管理部門での豊富な経験と幅広い見識に基づき、社外取締役としての職務を遂行頂けるものと判断いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人との連携状況につきましては、当社が監査契約を締結している監査法人ナカチから年間会計監査計画の提出・会計監査実施結果の報告を受けるほか、適宜、会計監査人による監査に立ち会うとともに、会計監査人と定期的な情報交換や意見交換を行う等、緊密な相互連携をとっております。

監査役と内部監査部門との連携状況につきましては、当社で内部監査機能を有している組織は、「リスク・コンプライアンス委員会」と「内部監査室」があり、リスク・コンプライアンス委員会は、リスク管理及びコンプライアンスに関する方針、計画等の企画・立案等をし、その実施状況・推進状況を監視して、取締役会経由で監査役会に報告する体制になっております。

また、内部監査室は、代表取締役社長の所管として独立し、職務権限・分掌・決裁権限を中心とした社内手続き・ルールの徹底、並びに法令・法規の厳守状況の重点に置き、その内部監査の過程において随時監査役に経過報告をし、また、随時監査役監査と連携して内部監査を進めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
岡田 憲治	税理士													
本間 裕二	他の会社の出身者													
松場 清志	他の会社の出身者													

- 会社との関係についての選択項目
- 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岡田 憲治		岡田憲治税理士事務所所長	他社での監査役としての経験と、専門知識を有していることから、公正中立な立場から当社取締役の職務遂行の妥当性を監督するとともに、提言・助言をしていただける観点から、適当な人物と判断しました。
本間 裕二		旭化成ボックス株式会社常勤監査役	他社での取締役、監査役としての経験と、専門知識を有していることから、公正中立な立場から当社取締役の職務遂行の妥当性を監督するとともに、提言・助言をしていただける観点から、適当な人物と判断しました。
松場 清志		アジアコネクト株式会社代表取締役会長 ITbook株式会社社外取締役	経営管理部門での豊富な経験と幅広い見識を有していることから、公正中立な立場から当社取締役の職務遂行の妥当性を監督するとともに、提言・助言をしていただける観点から、適当な人物と判断しました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員を選任するにあたり、独立性に関する基準または方針は特に設けておりませんが、選任にあたっては、会社法に定める社外性の要件を満たすというだけでなく、東京証券取引所の独立役員の基準等を参考にしております。また、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方として選任しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

取締役の業績向上に対する意欲や士気を高めるために、ストックオプション(新株予約権)制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の監査役、子会社の従業員
-----------------	---

該当項目に関する補足説明

当社グループは、当社及び子会社の取締役、執行役員、従業員等に対して、業績向上に対する意欲や士気を高めるために、ストックオプション(新株予約権)制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額につきましては、事業報告及び有価証券報告書において開示されており、その内容は弊社のホームページにおいても掲載されております。
なお、当社の取締役に対する前連結会計年度の役員報酬は69百万円、当連結会計年度の、本報告書提出時における役員報酬は、7百万円です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役を含めた取締役会に係る事務局は、管理本部に設置しています。取締役会開催に際して、主要議案の資料を事前に配付し、社外取締役および社外監査役を含めた取締役および監査役の情報共有を図っています。

このほか、別途社外監査役のサポート体制といたしましては、常勤監査役からの指示・要請に対して必要な情報を随時適切に常勤監査役に提供がおこなわれており、その情報については、定期的に監査役会を開催することによって、他の社外監査役との間での情報の共有化が図られ、適切な経営の監視が出来るようになっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、経営の意思決定の迅速化と業務執行責任の明確化を図るために執行役員制度を導入しております。取締役会は、経営の基本方針や重要事項を決定するとともに、執行役員の業務執行について監督しております。

取締役会は、取締役5名(うち社外取締役4名)で構成し、月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を随時開催しております。監査役については3名(社外監査役3名)で構成され、取締役会のほか重要な会議に出席するなど、取締役の監督とともに適宜、提言および助言などを行っております。

経営の執行にあたっては、コーポレート・ガバナンス強化の観点から、経営監督機能と業務執行機能の役割分担の明確化を図るため、当社及び当社グループでは、執行役員制度を採用するとともに、当社取締役全員に、必要に応じて指名された当社執行役員及び当社子会社取締役・幹部社員をメンバーとするグループ経営会議を、原則毎月1回並びに必要に応じて随時開催し、当社並びに当社グループの経営方針及び重要な事業戦略課題を討議して、業務運営の効率化を図り、重要な業務執行への対応を行っております。

また、この他代表取締役直轄の委員会として、当社グループの主要メンバーで構成されたリスク・コンプライアンス委員会を設置・運営することにより、安全とリスクの管理及びコンプライアンスに関する方針・計画等の企画・立案・推進状況・実施状況の監視、重要事項の協議・調整等を必要に応じて外部専門家を交えて行い、全社的かつ総合的なリスク管理及びコンプライアンスの徹底を図っております。

さらに、監査役会が定期的に開催されており、監査計画に基づく厳格な監査活動を実施しております。

2. 会計監査の状況

当社は報告書提出現在、大会社並びに委員会設置会社ではありませんので、会計監査人の選任を義務付けられてはおりませんが、コーポレート・ガバナンスの強化の為、株主総会の承認を得て、弊社の監査業務を行っている監査法人ナカチを会計監査人としております。

なお、平成28年12月期の連結会計年度における会計監査体制については以下のとおりであります。

・業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名

代表社員 業務執行社員 藤代 孝久 監査法人ナカチ

代表社員 業務執行社員 家富 義則 監査法人ナカチ

継続監査年数については、全員7年以内であるため記載を省略しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役会設置会社であります。当社は現在の体制においてガバナンス体制の構築を行うことが現状では効率的であると考えていることから、本体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会開催日について集中日を避けた日程を設定し、出来るだけ多くの株主の皆様にご出席していただけるように努めております。
その他	ホームページへの招集通知の掲載等を行なっております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会を年に数回、定期的に開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算時及び年度末決算時の説明会を開催しております。また、説明会においては社長並びに管理担当役員より説明を行なっております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページ (http://www.sthd.co.jp) 上において、有価証券報告書、決算短信等決算情報、株主総会の招集通知、適時開示書類、財務データ、各種プレゼンテーション資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1) 体制についての決定内容

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1) 当社及び子会社は、コンプライアンスに関する基本方針を制定し、法令・定款遵守及び社会倫理の厳守を企業活動の前提とし、社会的責任を果たす。

2) 当社は、リスク・コンプライアンスに関する統括責任者として代表取締役社長を任命する。また、設置したリスク・コンプライアンス委員会の委員長を代表取締役社長とし、本基本方針に基づき業務が適切に運用されているかを確認し、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。リスク・コンプライアンス委員会は確認した結果及び改善を要する事項を定期的に取締役会に報告する。

3) 当社及び子会社の取締役、監査役並びに委員会メンバーは、コンプライアンス上の問題点を発見した場合は、速やかに代表取締役社長に報告し、必要がある場合は委員会開催を要請する体制を構築する。

また、法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行える手段として、内部通報制度を設置し、運用する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1) 取締役の職務執行に係る情報は、取締役会に定期的に報告され、議事録として保存する。

2) 取締役及び監査役の閲覧に関する手続を明確にし、取締役間の相互牽制力を高める。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1) 当社及び子会社は、リスク管理を体系的に行うためのリスク管理に関するリスク管理規程を定め、これに基づいて、全社的にリスクを評価して対応を決定し、統制すべきリスクごとに責任部署を定め、リスク管理体制を明確化する。

2) 各リスクの管理責任部署は、リスク管理の状況について定期的にリスク・コンプライアンス委員会に報告し、必要に応じて速やかに対策を検討する。リスク・コンプライアンス委員会は確認した結果及び改善を要する事項を定期的に取締役会に報告する。

3) 内部監査室は、リスク管理体制について内部監査を実施し、その結果を、代表取締役社長を経由してリスク・コンプライアンス委員会に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1) 取締役会は、経営方針に基づきグループの中期経営計画を策定し、当該計画の達成のために具体的な決定を行う。

2) 取締役会は原則として毎月1回、別途必要に応じて随時機動的に開催し、業務報告及び業績報告のレビューを通じて、経営の意思決定及び取締役の職務執行の監督、管理を行う。

3) 取締役会の機能強化と正確な意思決定のために、当社代表取締役社長及び取締役をメンバーとした経営会議を定期的に開催し、当社及び当社グループの経営方針並びに重要な事業戦略課題を討議し、これらの議論の結果に基づき効率的な意思決定を行う。

4) 職務権限、職務分掌及び稟議規程等、社内規程を整備し、組織的に業務を執行するとともに、適切な権限委譲を図る。

5) グループ会社間の円滑な業務の遂行のため、グループ会社間による情報交換・調整を目的とするグループ経営会議を設けて、定期的に開催する。

5. 会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1) 当社はグループ各社の業務領域を明確にし、全体の組織を整備する。

2) 関係会社管理規程に基づき、グループ各社は適正な経営方針を決定し、業務を遂行し、グループ間の相乗効果をあげる。

3) 子会社の業績及び経営状況に影響を及ぼす重要事項、並びに重要な取引(子会社間も含む)については、子会社の機関決定または取引の契約・取り決めの前に、当社へ報告又は承認を求める。

4) 当社の内部監査室は、グループ全体の内部統制の有効性について監査を行う。

5) 子会社の取締役、業務を執行する社員、その他これらの者に相当する者の職務の執行に係る事項は定時又は随時に当社へ報告する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役から独立した使用人を配置するものとする。

7. 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前項の使用人の取締役、執行役員からの独立性を確保するため、当該使用人の異動等人事に関する決定は、監査役会の事前の同意を得るものとする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

1) 監査役は、取締役会のほかグループ経営会議その他重要と思われる会議に出席し、取締役及び使用人に対して、事業報告を求め、また、書類の提示を求めることができるものとする。

2) 取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、取締役会その他の重要会議を通じて、もしくは直接監査役に対して、法令事項のほか、次に定める事項について定時または随時に報告する。

- ・取締役会、重要会議で審議された重要な事項
- ・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ・内部監査に関する事項
- ・重大な法令・定款違反に関する事項
- ・その他コンプライアンス・リスク管理上の重要な事項

9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行わない。

10. 当社監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務は、その費用を負担する。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1) 監査役は、監査の実効性を確保し、適切な意思疎通を図る目的で、内部監査室との連携を図り、代表取締役社長、取締役もしくは使用人との定期的な意見交換会を開催する。

2) 監査役は、業務監査の実効性を確保するため、随時、現地調査及び取締役・使用人等との面談を要請することができる。

3)監査役は、監査の実務上必要と認めるときは、専門の弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家を独自に活用することができる。

12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、反社会的勢力に対する基本方針を「コンプライアンス基本方針」に明記し、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除することとし、そのための社内規則及び社内体制の整備強化を進めております。また、財務法務部を反社会的勢力排除に向けた統括対応部署とし、弁護士・警察等の外部専門機関と連携を図り、その情報収集と、事案に応じて速やかに対処できる体制を構築しております。

(2)当該体制の運用状況の概要

1. コンプライアンスに関する取り組み

リスク・コンプライアンス委員会を開催し、法令遵守に関する方針、計画等の企画・立案、実施状況・進捗状況の監視・重要事項の協議等を行っております。

コンプライアンスに関わる教育は、部長支店長及び役員が参加する研修において実施しており、基本的事項の再確認や事例研究によりコンプライアンス意識の向上を図っております。

また、当社グループは内部通報窓口を設置しており、通報された内容は取締役会に報告され、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

2. リスク管理体制の強化

リスク・コンプライアンス委員会を開催し、リスク管理に関する方針、計画等の企画・立案、実施状況・進捗状況の監視・重要事項の協議等を行っております。

3. 業務執行の適正性や効率性の向上

グループ経営会議においてグループ各社の経営状況の共有、直近数値の確認を行い、業務執行の適正性や効率性の向上に努めております。

4. 当社グループにおける業務の適正の確保

グループ各社への取締役、及び監査役の派遣、並びに内部監査室によるグループ各社への内部監査を行うことにより、グループ各社の業務の適正の確保に努めています。

5. 監査役の監査が実効的に行われることの確保等

監査役は、取締役会への出席、及び常勤監査役によるグループ経営会議並びに委員会への出席を通じて、内部統制の構築や運用状況を確認しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社グループは、反社会的勢力に対する基本方針を「コンプライアンス基本方針」に明記し、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除することとし、そのための社内規則及び社内体制の整備強化を進めております。

また、財務法務部を反社会的勢力排除に向けた統括対応部署とし、弁護士・警察等の外部専門機関と連携を図り、その情報収集と、事案に応じて速

やかに対処できる体制を構築しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

< 適時開示体制の概要 >

当社はサムシングホ－ルディングス株式会社及びグループ各社に関する重要な財務的・社会的・環境的側面の情報(以下「重要情報」という)の公正かつ適時・適切な開示を遂行するために、当社社内規程に「インサイダー取引防止管理規程」を設けております。

この情報の取扱規程及び職務執行体制の責任を明確にし、業務の組織的かつ効率的な運営を図ることを目的として定められた職務分掌規程と、業務執行に関する職務上の責任と権限を定めた職務権限規程に基づき、管理本部は重要情報を管理し、経営の意思決定・監督機関として設置されている取締役会に上申しております。次に掲げる重要情報は取締役会の開示承認決議を得た上で、遅滞なく適時開示が行われております。

1. インサイダー取引防止管理規程に定めた重要事実一覧に係る情報。
2. 会社の重要な業務執行に関する事項を討議する機関として設置されるグループ経営会議で、業務執行上の重要施策等を協議した結果のうち、重要情報に関する議案として取締役会に上申されるべき情報。

また当社は、内部統制の有効性を評価するための機関として監査役会を設置しております。